

一三〇 マッカーサー司令部指令書類（抄）

（表紙）

「最高司令部指令ニ関スル書類 舎人青年団」

①昭和二十一年五月十五日

東郷実科専修学校長 小椋留一印

下田青年団長殿

一、国家神道神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件

内容

国家指定ノ宗教乃至祭式ニ対スル信仰或ハ信仰告白ノ強制ヨリ、日本国民ヲ解放スル為ニ戦争犯罪敗北苦悩困窮及ビ現在ノ悲惨ナル状態ヲ招来セルイデオロギーニ対スル強制的財政援助ヨリ生ズル日本国民ノ経済的負担ヲ取り除ク為ニ、神道ノ教理並ニ信仰ヲ歪曲シテ日本国民ヲ欺キ、侵略戦争へ誘導スルタメニ意図サレタ軍国主義的並ニ過激ナル国家主義的宣伝ニ利用スルガ如キコトノ再ビ起ルコトヲ防止スル為ニ、再教育ニ依ッテ国民生活ヲ更新シ、永久ノ平和及民主主義ノ理相ニ基礎ヲ置ク新日本建設ヲ実現セシムル計画ニ対シテ日本国民ヲ援助スル為ニ左ノ指令ヲ発ス

一 学校内ニ於ケル神道ノ教義ノ弘布ハ、其ノ方法様式ノ如何ヲ問ハズ禁止スルコト

ニ 学校内ニ於テ神社参拝若クハ神道ニ関連スル祭式儀式及ビ慣例等ノ挙行乃至其ノ後援ヲ為シ得ザルコ

ト

イ、神宮等ニ対スル遙拝ハ之ヲ取止ムベキコト

ロ、氏神等ニ対スル団体参拝ハ不可ナルコト

ハ、氏神祭日等ニ於ケル休業日ハ之ヲ廃止スルコ

ト

ニ、神宮大麻ノ頒布、神饌田及ビ神饌米奉獻等ノ

行事モ取止ムルコト

三、学校内ニ於ケル神社神祠神棚大麻鳥居及ビ注連縄
等ハ除去スルコト

四、教職員ハ公的資格ニ於テ神道ノ支援保全及ビ弘布
ヲ為シ得ザルコト

五、教師用参考書及ビ教科書中ヨリ神道教義ニ関スル
個所ヲ削除セシムルト共ニ教授セシメザルコト

六、「国体ノ本義」「臣民ノ道」ノ頒布ハ禁止セラレ
タリ

七、「大東亜戦」「八紘一字」等ノ用語ニヨル教授ハ認
メナイコト

(各支部長認印)

②昭和二十一年五月十六日

東郷実科専修学校長 小椋留一 印

舎人青年団長殿

一、修身・国史及地理科授業停止ニ関スル件

内容

一昭和二十年十二月十五日附指令第三号国家神道及
教義ニ対スル政府ノ保障ト支援ノ撤廃ニ関スル民間
情報教育部ノ基本的指令ニ基キ、且日本政府ガ軍国

主義的及び極端ナル国家主義的觀念ヲ或ル種ノ教科書ニ執拗ニ織込ンデ生徒ニ課シ、カカル觀念ヲ生徒ノ頭腦ニ植込ンガ為ニ教育ヲ利用セルニ鑑ミ、茲ニ左ノ如キ指令ヲ發スル

イ、文部省ハサキニ官公私立学校ヲ含ム一切ノ教育施設ニ於テ使用スベキ修身・日本歴史及び地理ノ教科書及び教師用参考書ヲ發行シ又ハ認可セルモ、コレヲ修身・日本歴史及地理ノ總テノ課程ヲ直ニ中止シ、司令部ノ許可アルマデ再ビ開始セザルコト

ロ、文部省ハ、修身・日本歴史及地理夫々特定ノ学校教授法ヲ指令スル所ノ一切ノ法令規則又ハ訓練ヲ直チニ停止スルコト

ハ、一切ノ教科書及教師用参考書ヲ蒐集スルコト
ニ、教職員ハ本指令ノ条項ノ精神並ニ字句ヲ遵守スル責任ヲ自ラ負フベキコト

(各支部長認印)

③昭和二十一年五月三十日

東郷実科専修学校長 小椋留一印

団長 下田栄殿

昭和二十一年五月二十七日東伯地方事務所長發進駐軍ニ対スル日本人ノ態度ニ関スル件

本日左記ノ通り進駐軍ニ対スル日本人ノ態度ニツイテ県ヨリ通知ガアリマシタカラ、一般ニ充分才知ラセ下サイ

記

進駐軍ニ対スル日本人ノ態度

一、英連邦軍進駐地区ニ於ケル日本人ノ行動ハ從來多クノ点ニ於テ不満足ナルモノアリタリ

二、日本人ハ次ノ標準ニ依ツテ行動サレタイ

(イ) 警察官ハ全テノ進駐軍士官及進駐軍ノ旗ヲ掲ゲ居ル自動車ニ対シテ敬礼スルコト

(ロ) 歩行者ハ全テノ進駐軍將兵ニ対シ道ヲ譲ルコト

(ハ) 警察官ハ交通整理ニ際シ進駐軍ノ車ヲ優先的ニ通過サセルコト

(ニ) 道路上ニ於ケル日本人ノ車ハ道路ノ真中ヲ通ラザルヤウ注意シ、進駐軍ノ車ガ日本人ノ車ヲ追越ス場合ニハ、速度ヲ落シテ進駐軍ノ車ヲ通過サセルコト、必要ナル場合ニハ、進駐軍ノ車ノ接近ニ注意スルタメ車後部ニ見張人ヲ置クコト、之ハ日本人ノ車ノ「エンジン」ノ音ノタメ、進駐軍ノ車ノ警笛ヲ聴クコトガ不可能ナ場合ニハ特に必要デアル

(ホ) 歩行者及自転車通行者ハ進駐軍ノ軍事輸送ニ対シ、直ニ道ヲ譲ルコト

(各支部長認印)

④昭和二十一年六月十一日

東郷実科専修学校長 小椋留一印

青年団長 下田栄殿

内容

戦時色払拭に関する指示による処置方の件

戦時色払拭については前にも示したのであるが、今回気高郡某学校に不都合な事件が発生した。各学校では

更に急速に調査処分を□げ、趣旨の実践に万全を期しなくてはならぬ。

一、授業禁止中の修身・歴史・地理に関係する教科書・編纂趣意書・参考書・掛図・地図等は直ちに処分し、今後学校においてはならぬ

裁縫・工作に関するものは、必要な訂正をして使用してもよい

二、右関係以外の図書類でも連合軍検閲の奥書の無いものは此際学校から撤去した方がよろしい

三、図書・文書以外の設備・備品・用度等も更に検査して軍事色払拭の徹底を期しなくてはならぬ

四、奉安殿は今後倉庫であることを明かにし、敬礼等は禁止する。御紋章・神殿作屋根は速に撤去すること。詔勅の写しも特別の容器には入れず、本年一月一日下賜のもの以外は撤去すること

(各支部長認印)